

令和3年度 第2回松戸市福祉有償運送運営協議会 議事録

<日 時> 令和3年12月10日(金) 14:00～

<場 所> 松戸市役所 地域福祉課 隣接会議室

<出欠席状況>

1 出席者 7名

会長	石井 紀子	副会長	清水 二郎
委員	田居 寛康	委員	佐久間 浩子
委員	柳沼 紀代美	委員	佐藤 義尚 代理 佐藤 貴之
委員	石井 マサ子		

2 欠席者 2名

委員	鶴岡 良樹	委員	千葉 貴彦
----	-------	----	-------

3 事務局 2名

地域福祉課主査	石渡
地域福祉課主事	永原

4 傍聴人 1名

<次 第>

1 松戸市健康福祉部長 笹川 昭弘 ご挨拶

2 委員自己紹介

3 会長及び副会長の選出

4 会長挨拶

5 協 議

申請団体 ①特定非営利活動法人 かたつむりの家

②社会福祉法人 聖心会 明尽苑ヘルパーステーション

6 その他(今後の日程等)

7 閉 会

開 会

【司会者】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻となりましたので、これより

令和3年度 第2回 松戸市福祉有償運送 運営協議会 を開会いたします。

ではまず初めに、事務局よりご報告がございます。

【事務局】

はい、ご報告させていただきます。

初めに、本日は、委員2名より、欠席のご連絡をいただいておりますが、過半数を満たしていますので、松戸市 福祉有償運送 運営協議会 条例 第7条 2項の規程により、本協議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本年度より議事録につきましては、市のホームページへ掲載いたします。発言者の氏名は記載せず、「委員」とし、個人が特定できる発言につきましては、内容を要旨といたしますのでご承知おきください。

1 松戸市健康福祉部長 ご挨拶

【司会者】

では次に、次第の「1 松戸市健康福祉部長 ご挨拶」に入ります。

松戸市 健康福祉部 部長 「笹川 昭弘（ささがわ あきひろ）」よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

【笹川 部長】

皆様、こんにちは。健康福祉部長の笹川でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和3年度 第2回 松戸市 福祉有償運送運営協議会 にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より 本市福祉行政に対しまして 多大なるご尽力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、福祉有償運送につきましては、高齢者の方や障がいをお持ちの方の移動手段の一助として、利用者の生活の質を向上することができる大変貴重な事業であると認識いたしております。

本市におきましても、令和3年3月31日時点における高齢化率は 25.8%と、超高齢社会を迎えようとしております。

また、障がい者の社会参加の定着や、介護保険制度並びに障がい者自立支援制度等を契機として、今後も福祉有償運送の利用を希望される方は増加傾向となる中、委員の皆様におかれましては、利用者の皆様にとってより良い事業となるよう、幅広い視点からご意見を頂ければと存じます。

今後とも、当事業の推進はもとより、本市福祉行政にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

2 委員自己紹介

～出席委員よりご挨拶を賜る～

3 会長及び副会長の選出

～松戸市福祉有償運送運営協議会条例第6条に従い、委員の互選により選出～

4 会長挨拶

～選出された会長より挨拶～

5 協 議（更新申請）

【会長】

ではこれより協議に入ります。

まず、傍聴者の報告を事務局よりお願いします。

【事務局】

本日は1名の傍聴がございます。

なお、松戸市の情報公開条例と審議会等の会議の公開に関する要綱により、入室を許可してもよろしいでしょうか。

～異議なし～

【会 長】

それでは、協議に入ります。事務局より報告をお願いします。

【事務局】

お手元がございます協議資料につきましては、事業所より提出されたもの全てではございません。

旅客に関しまして、事前に事務局にて、名簿とともに運送要件に適しているか確認できる書類をもって確認いたしました。

各事業者とも問題はなかったことをご報告いたします。

【会 長】

次に、松戸市における福祉有償運送の必要性について、資料の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

ご説明いたします。

「配布資料2」をご覧ください。

本資料は、松戸市における福祉有償運送の必要性についてご検討いただくための資料となっております。

つまりは、松戸市内においてどの程度福祉有償運送の運送対象者が潜在的にいるのかをご確認いただきたく存じます。

また、運送対象となりえる要件につきましては、資料の後ろに参考として掲載しておりますので、ご確認ください。

なお、本日の説明では事前に資料を送付させていただいていることから、具体的な数値の説明は割愛させていただきます。

それではまず、1ページ目をご覧ください。

松戸市における福祉有償運送の必要性について、2～6ページの資料から考えられる説明となります。簡単にご覧ください。

次に、2ページ目をご覧ください。

本資料は松戸市の人口から今後運送対象者となるリスクが高い高齢者割合を表したデータになります。

ご覧いただいたとおり、本市の高齢化率も今後増加していくことが例外ではありません。

次に、3ページ目が松戸市の要支援・要介護認定者の推移を表したデータになります。

数値の変化をわかりやすくグラフにし、可視化いたしました。

グラフからわかるとおり、年々認定者の数が増え、今後福祉有償運送のニーズが高まると考えられます。

4 ページ目は松戸市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移となります。

こちら先ほどと同様に数値をグラフ化しておりますが、右肩上がりの傾向を見せており、前の資料同様に今後、福祉有償運送の利用希望者が増える一因となるかと考えられます。

5 ページ目は松戸市の事業対象者に関する資料となります。

本資料は本市高齢者支援課が作成している「いきいき安心プラン7（セブン）まつど」から引用しております。

数値は減少傾向でありましたが、将来推計としては増加傾向であることが見て取れます。

事業対象者においても、福祉有償運送の対象となり得る方々となります。

増加傾向という推計から、今までの資料と同様に本市福祉有償運送は必要であるかと考えられます。

6 ページ目は5 ページ目資料の補足資料となります。

松戸市の認知症高齢者数の現況と推計ですが、認知症においては、今後判断能力の低下により公共交通機関が利用できないケースが考えられます。

年々数値が増加している状況であることから福祉有償運送の必要性は高まっているのではないのでしょうか。

最後に、7 ページ目は「松戸市内タクシー事業者及びその保有車両台数一覧」になります。

資料は本市交通政策課から情報提供いただきました資料で、本市における公共交通の状況を示す一部になります。

この市内タクシー台数を基に令和3年タクシー1台当たりの75歳以上の人口を算出すると約268人となります。

もちろん健康な方も含めている数値になりますので、あくまで参考程度のもので、けっして少なくはないかと思われます。

以上が本市において福祉有償運送が必要であると考えられる情報となります。

【会 長】

事務局からの「本市における福祉有償運送の必要性について説明」について、ご質問等ありますでしょうか。

～質問なし～

では次の更新申請についての協議になります。

事業計画、申請内容等につきまして、申請団体である「特定非営利活動法人 かたつむりの家」様より、ご説明をお願いします。

【団 体】

私どもかたつむりの家は平成18年にNPO法人を立ち上げまして同年7月に訪問介護事業を始めました。

その後、平成19年に予防訪問介護事業を行う許可を得て、その晩に輸送業についても取り組みたい気持ちから、福祉有償運送事業の申請、許可を得た流れとなります。

当事業所は、基本は訪問介護事業としてヘルパーが家庭訪問する形で事業を行っております。

その傍ら、対象者から通院が非常に困難であることを伺ったため、病院への送迎のお手伝いを行っている形となります。

昨今は、だんだん運転手のなり手が不足してきていまして、現在は車の台数を減らし、2台で活動しております。

活動としては、病院の送迎はもちろん、職員は訪問介護の資格もあるため、お一人住まいの方の病院への付き添い兼ね活動しております。

このように活動しておりますが、今回の申請につきましても、事業を継続するため申請したしだいです。

よろしく願いいたします。

【会 長】

ただいまご説明いただいた内容及び資料について、何かご質問はございますか。

【団 体】

補足になりますが、現在の利用者の範囲についてですが、訪問介護を行っている以上介護保険対象であるご老人の方が多いい状況です。

以前は障害をお持ちの小学校1～6年生のお子様の下校をお手伝いしていましたが、現在は対象者の成長もあり、お手伝いは行っておりません。

【委 員】

送迎の担い手の平均年齢は何歳ですか？

【団 体】

当団体の平均年齢につきましては、訪問介護では40代がいなくなり、50、60、70代で担っております。輸送業においては運転も伴いますが、60～70代で構成されています。

【委 員】

なかなかヘルパーの担い手もない中、車の運転を任せられる方を探すのは大変かと思えます。

そのような中、担い手を集める方法はどのようにされていますか？

【団 体】

難しい問題です。

募集をかけてもなかなか応募がなく、職員のお友達を紹介していただく形、口コミのような形で今まで集めてきていました。

ですが、輸送業という傍ら、信頼できる方をお願いしたく、担い手確保にはやはり限界があると感じております。

【委 員】

運行管理の体制において、2名体制とのことですが、2名とも外に出ることはありますでしょうか。

【団 体】

そのようなことはなく、1名が事務所に常駐し、一方の管理者に連絡がつくように体制を整えています。

【委 員】

月にどのくらい送迎をしているのでしょうか。

【団 体】

病院への通院が主になっており、旅客によって通院頻度がことなることから、毎月決まった回数送迎を行っているわけではありません。

ですが、大体月30名分くらいの輸送を行っています。

【委 員】

職員、職場のコロナ対策としてはどのようなことを行っていますか。

【団 体】

PCR 検査は行っておりませんが、ワクチンは必ず接種していただいています。
また、手洗いうがい、毎日の検温を徹底しております。

【委 員】

現在、主に大変だと感じることはどのようなことですか。

【団 体】

1 人暮らしの方の送迎が難しくなっています。

その方がしっかりしていれば問題はありますが、徐々に認知症の症状が出てくると、薬のこと、病状のことを自分で医師に説明することができませんし、自分でケアマネジャーに情報を共有することが難しいため職員が付きっきりになってしまいます。

それでも、介護保険を使うことができる方は必要な費用を請求することができますが、予防介護の方は乗降介助等に必要な費用を請求しづらく、また、当事業所では生活保護の方が多いこともあり重ねて費用を請求しづらいです。

そのため、福祉有償運送事業としては赤字となってしまっております。

【委 員】

事業所の人数としては足りているのでしょうか。

【団 体】

細々と繋いでいっています

【会 長】

では質問を以上とし、お諮りいたします。

この申請について、委員の皆様ご異議等ありますでしょうか。

～異議なしの声～

ご異議なしという事ですので、本更新申請については協議が調いました。

続きまして、申請団体である「社会福祉法人 聖心会 明尽苑ヘルパーステーション」様より、事業計画、申請内容等につきまして、ご説明をお願いします。

【団 体】

私ども社会福祉法人聖心会は平成17年に特別養護老人ホームを開設し、その併設事業として平成22年から明尽苑ヘルパーステーションを開設しました。ここまで訪問介護事業を行っておりますが、付随して福祉有償運送事業に取り組みさせていただいております。

【会 長】

ただいまご説明いただいた内容及び資料について、何かご質問はございますか。

【委 員】

社会福祉法人聖心会は車両台数が6台ということで、安全運転管理者を選任しているかと思いますが、現在、店舗にアルコールチェッカーのような機器を設置していますでしょうか。

【団 体】

申し訳ございません、現在はアルコールチェッカー等の機器は設置できておりません。

今後は導入していく予定でございます。

【委員】

つきましては、今年の11月に道路交通法の改正がありました。
内容としては、来年の10月1日から安全運転管理者が行う点呼については、
アルコールチェッカー等の機器を必ず用いる必要があるというものです。
今後、施行に備え、揃えていただきますようお願いいたします。

【団体】

承知いたしました。

【委員】

そのような義務が生じる車両台数としては何台からでしょうか。

【委員】

5台以上保有している事業者が対象となります。

【委員】

月にどれくらいの時間数を福祉有償運送事業に割いていますか。

【団体】

現在、福祉有償運送事業は8名ご利用されていますが、月によって変動します
が5名前後利用があり、往復であったり片道であったりバラバラです。
利用のほぼすべては病院への通院となっております。

【委員】

運行管理責任者ですが、2名とも同時に外に出ていくことはありませんか。

【団 体】

ありません。

【委 員】

コロナ対応として運転手の PCR 検査などはどのようになっていますか。

【団 体】

松戸市の助成を受け、毎月 1～2 回全職員に検査させています。

今まで陽性者は出ておりません。

実施状況としましては、最低でも毎月 1 回、今月も 12 月 22 日実施予定であり、先月分はつい先日の 12 月初旬に結果が出ており、全員陰性でありました。

【会 長】

では質問を以上とし、お諮りいたします。

この申請について、委員の皆様ご異議等ありますでしょうか。

～異議なしの声～

ご異議なしという事ですので、本更新申請については協議が調いました。

次に、「6 その他」について事務局よりお願いいたします。

6 その他

【事務局】

- ・令和 4 年度より本協議会委員の 1 名増員することについて
- ・令和 4 年度の本協議会日程について

7 閉 会